

銚子労基署たより

令和7年1月1日発行
銚子労働基準監督署

本年もどうぞよろしく申し上げます

～ 令和7年1月より労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます ～

(1) 銚子監督署管内における労働災害発生状況

令和6年(11月末日現在)における銚子監督署管内(銚子市・旭市・匝瑳市・東庄町)の休業4日以上労働災害の発生状況(新型コロナウイルス感染を除く)は、150件と前年同期比-6件(-4.0%)の状況となっております。内訳では、高年齢労働者の転倒災害が多発しています。

第14次労働災害防止計画では、「死傷災害について、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年(※銚子署管内172件発生)と比較して2027年までに減少に転じさせること」を目標としております。なお、計画初年度であった昨年は、残念ながら、2022年と比較して死傷災害が増加(+10件(+5.8%))しております。

事業場の皆様におかれましては、引き続き、「エイジフレンドリーガイドライン」などをご活用いただき、高年齢労働者の労働災害防止対策をはじめ、労働災害の防止に向けた取組を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

(2) 令和7年1月より労働安全衛生関係の一部の手續(※以下の手續)の電子申請が義務化されます

(電子申請が義務化される手續)

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

なお、義務化されるもの以外にも、労働安全衛生関係の届出等の多くは電子申請にて行うことができます。

(電子申請の詳細につきましては、以下の厚生労働省HPをご確認ください。)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手續について、電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届(労働安全衛生法第88条に基づく届出)

- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です

電子申請の詳細はこちらからご確認ください。



電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上で手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください!



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

(3) 令和7年1月より労働者死傷病報告の報告事項が改正されます

労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、改正されます。

電子申請に当たりましては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

☆入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▼
(厚生労働省 HP にリンクします)

スマートフォンからの電子申請も可能です！
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等による死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経路特異として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

- ①事業の種類**
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品製造業>水産食品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業
- ②被災者の職種**
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品製造従事者
- ③傷病名及び傷病部位**
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名:負傷>切断
傷病部位:頭部>鼻
- ④災害発生状況及び原因**
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。
- ⑤国籍・地域及び在留資格**
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

(4) 令和6年12月25日から特定最低賃金(鉄鋼業、電気機械器具関係製造業)が改正されました

千葉県の最低賃金



最低賃金制度のマスコット チェックマン

◆千葉県最低賃金

令和6年10月1日から

時間額 **1,076** 円

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。
- ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれが高い方が適用されます。

◆特定最低賃金

業種	時間額	施行期	適用条件
鉄鋼業	1,147円	令和6年12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	1,105円	令和6年12月25日から	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を用いて行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、磨き等の雑役業務



千葉労働局ホームページ



業務改善助成金



管理システム導入、機械や車の購入、教育訓練など色んな設備投資に利用可能だよ。最大 600 万円まで助成があるんだ。

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金 最大 600 万円を助成

【お問い合わせ】

最低賃金:千葉労働局賃金室 ☎043-221-2328 または最寄りの労働基準監督署へ
業務改善助成金:業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440 へ